

所沢市都市計画法第34条第4号許可運用基準

1 事業者

事業者（申請者に限る。）の過去の経験及び実績並びに居住地等を考慮して、当該事業の実現性が明確であり、かつ、当該市街化調整区域内で現に農業に従事している者又は法人等であること。

2 施設

農業用施設及び農産物の処理等施設は、開発行為の主体、立地の場所、施設の規模・構造・設備、事業計画等が妥当であり、次のいずれかに該当すること。

- （1）農業用施設とは、その建築物の中で行われる経済活動が農業に該当するとともに、建築物又はその中の機械・工作物の機能が直接農業に関連する施設であること。
- （2）農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設とは、当該市街化調整区域内において生産される農産物を対象として、産地ですみやかに処理、貯蔵若しくは加工を行う必要がある業種の用に供する施設であること。

3 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下とする。

4 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要なときは、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は平成16年5月17日から施行する。